

長崎県建設工事共通仕様書の 改定について

- ・施工体制台帳、施工計画書について

平成27年2月

長崎県土木部建設企画課

新(平成27年度)	旧(平成26年度)
<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 指定機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法(主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む) (8) 施工管理計画(施工管理担当者氏名を含む) (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場の就業時間 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他 	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 指定機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法(主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む) (8) 施工管理計画(施工管理担当者氏名を含む) (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他

公共工事における施工体制台帳の作成・提出について

これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

- ①作成した施工体制台帳の写しの発注者への提出を義務付け
（民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。）
- ②施工体制台帳の作成義務は、下請金額が一定以上の工事のみ
【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）

H14年度：**18%**→H23年度：**28%**

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）

新設等：7,110万円　維持・補修：**2,850万円**

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

<添付書類>

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。
（＝上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。）

新(平成27年度)	旧(平成26年度)
<p>1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書</p> <p>(1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書(提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの)の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、下請契約を締結した場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者(監理技術者または主任技術者)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに揭示物の変更をしなければならない。</p>	<p>1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書</p> <p>(1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約の請負代金額が250万円以上の場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書(提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの)の写しを添付したものを下請契約後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上(建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上)になる場合施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、第1項の受注者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項の受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者(監理技術者または主任技術者)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項において、提出または揭示するとされた受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに揭示物の変更をしなければならない。</p>